



平成21年第3回定例会が9月30日召集され、報告1件、議案15件、議員発議1件、意見書2件が審議され、10月8日閉会しました。そのあらましについて、お知らせします。

町政報告(要約)

はじめに
9月13日に執行された積丹町議会議員選挙で、多くの町民の皆さんのご支持を得て、当選されました9名の議員各位に対しまして、心からお祝いを申し上げます。

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中で、地方公共団体を中心となって、住民と協働し、住民の負担と選択に基づきそれぞれの地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換の着実な時代変革が進んでいます。

また、そのことは、自らの市や町や村の課題に対する危機意識と改革意欲を、行政と議会と

住民が常に共有し、開かれた行政と開かれた議会の運営を通じて、住民の信頼と負託に応える努力が私たちに求められていることでもあります。

議会におかれましても、今日の地方議会に求められている役割と機能を十分発揮され、今後の本町の進展に議員各位の格別のご尽力を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

新しい政権への移行に向けて
9月16日に民主党連立政権が新たに発足し、政権移行に伴うこれまでの国の政策の変化や地方自治体の行財政運営の継続性への具体的な影響についての動向が注目されています。

特に、来年度からの地方交付税や補助金など地方への財政支援制度の行方と、今後の景気の動向に対応した地方への経済対策等の動向に注視していかなければならないと考えています。

主要な行財政改革検討事務事業への対応について
水中展望船や、岬の湯の管理運営事業、簡易水道料金の引上げ、スクールバス運行事業等の

外部委託、特別会計における毎年度の基準外繰入金増大対策など、今後の財政運営に大きな影響が懸念されているこれら主要な行財政改革検討事務事業については、これまでの行財政改革の検討の経緯や監査委員の決算審査意見を踏まえて、引き続き財政健全化計画の着実な推進を図る観点から、その検討の具体化が急がれています。

改選後の議会におきましても、それらの検討協議機関の設置と早期の協議開始に向けた日程調整等について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

国の経済危機対策臨時交付金の活用について
国の平成21年度第1次補正予算による「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」は、当町に1億7,043万3千円を上限として交付される見込みです。この交付金の活用については、8月11日の第3回臨時議会までに合計23件、1億5,195万7千円の事業について予算措置がされ、発注等の条件の整ったものから順次実施中です。この交付金を財源とする事業

の実施は、「5つの当町の取組方針」を基本として可能な限り当町の数多くの懸案諸課題の解決に役立て、特に、町内の経済対策と住民の生活支援対策の視点から、昨年度の国の経済対策交付金により実施した、福祉灯油季節労働者就労支援、地域公共交通活性化対策事業など、低所得高齢者世帯等の負担軽減に資するこれら各事業についても、国の本年度の臨時交付金の財源の範囲内で、本年度も引き続き実施する方向で検討したいと考えています。

地域情報通信基盤整備推進交付金(ICT交付金)事業が内定
本事業については、5月15日の議会全員協議会での協議を経

一地域活性化・経済危機交付金一
今回予算化された事業
■総額17,900千円■

事業名	金額
橋りょう点検調査委託料	3,800千円
旧公衆浴場解体工事	10,000千円
公営住宅解体費	3,000千円
野塚水道減圧水槽修繕工事	1,100千円

一地域情報通信基盤整備推進交付金（ICT交付金）事業－
交付金対象事業費9億3千万円【ICT交付金3億1千万円】

町内全域に光ファイバを整備	① ブロードバンド（高速大容量データ通信サービス）環境の向上
	② 地上デジタルテレビ放送の平成23年7月からの本放送開始に向けた難視聴地域の解消
	③ IP告知端末による町民への緊急防災情報や定時的な行政情報の伝達手段の確保

※当町の情報通信環境の一体的な課題の解決と将来的にも町の振興発展に必要不可欠な事業です。

て、同月20日に国へ要望調書を提出し、その採択実現を目指して国及び道の関係機関への要請活動が続けてきた経緯にあります。その後、全国的な要望事業費の多さなどから、事業決定内示が遅れておりましたが、8月27日、総務省北海道総合通信局から内示をいただきました。

21年度の同交付金事業は、昨年度まで市町村が負担していたICT交付金（3分の1）の残

額の3分の2の事業費に対し、約9割の地域活性化・公共投資臨時交付金が国から加算交付されることから、従来と比較した

市町村の負担額は、大きく軽減される制度の拡充が図られています。しかし、当町では、財政健全化対策の推進途上にあるため、町の最終的な負担財源の確保には、可能な限り過疎対策債等有利な起債制度の活用により、将来的な財政負担の軽減が図られるよう、北海道並びに国に対して、引き続き要請活動を行っています。

また、本事業の実施にあたっては、町内全域に及ぶ工事となり、町内各世帯に対して光ファイバの引き込みや機器の設置工事も必要となることから、各地区のテレビ共聴組合や町内会・自治会などのご協力もいただきながら、円滑に事業が進められるよう地域説明会の開催などに努めてまいります。

総務課関係

消防団が全道防災訓練に参加

平成21年度北海道防災総合訓練が、9月1日、余市町の農道空港と河口漁港を会場に行われました。これは、大規模災害を

想定して、関係機関と地域住民が一体となり、災害時における情報伝達や応急対策等の各種訓練を行うもので、北海道開発局、陸上自衛隊北部方面本部、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察、北後志消防組合などの関係機関や余市町住民など総勢約900名が参加し、当町からも今井消防団長をはじめ53名の団員が水防工法・土のう造成支援訓練に参加して、緊急時の即応に役立てる機会を得ました。

企画課関係

定額給付金給付事業が完了

国が定めた受付開始の日から6カ月を迎え、8月27日をもって申請の受け付けを締め切り、9月9日の給付金の払い込みにより終了しました。

新たな過疎対策法制定運動について

人口減少と少子高齢化が急速に進んでいる過疎地域は、これまで以上に極めて深刻な状況に直面しています。このような現

■定額給付金給付事業実績■

区分	給付予定	給付実績
世帯	1,300世帯	1,286世帯
人数	2,756人	2,742人
給付金	4,452万円	4,433万6千円 (給付率99.59%)

況下で、現行の過疎地域自立促進特別措置法が、平成22年3月をもって失効することから、全国過疎地域自立促進連盟北海道支部において、道内地方6団体（北海道、北海道議会、北海道士長会、北海道市議会、北海道町村議会、北海道町村議長会）が共催して「新たな過疎対策法の制定に関する要望」により、新法制定実現に向けた要望運動を展開しています。

国の地方再生支援制度の導入活用をめざす

国は、人口の減少と少子高齢化、過疎化の進行など、都市との格差拡大が著しい地方において、住民の生活機能や基幹産業など地域力の維持・強化を図るためには、地方の創意工夫や発想を起点とした自主的な取り組みに対する国の横断的な施策支援により後押しすることが重要であるとして、平成19年11月に「補完性の原則」、「自立の原則」、

定住自立圏構想の動向について

―小樽市が中心市宣言―

9月15日、山田小樽市長は、「小樽市を中心市とした『北しりべし定住自立圏』を形成し、周辺町村との連携と役割分担の下、圏域の人たちが安心して暮らすことができる地域づくりを進めることを、ここに宣言しま

「共生の原則」など地方再生5原則を柱とする「地方再生戦略」を策定し、平成20年12月の一部改正を経て同関連施策を推進中です。

当町では、町単独事業予算財源の確保難や職員数の削減に伴う行政事務体制維持の厳しい現状を踏まえて、これまでも、総務省の頑張る地方応援プロジェクト計画への応募により、産業振興や環境分野の町単独事業の継続維持を図ることや、同省が

昨年12月に策定した「地域力創造プラン」に基づく①定住自立圏構想②地域連携による自然と共生③地域間の情報格差の解消や新たな過疎新法の制定運動など、国の地方支援策の積極的な導入活用や参画により、特別交付税や一連の地域活性化・経済対策臨時交付金などによる財源の確保と有効活用を努めてきました。

「地域おこし協力隊」制度の活用へ

総務省の「地域力創造プラン」は、①から③の3つの施策に沿って、今後、地方が自主的に取り組む地域の活性化策に対す

る国の総合的な支援策の一つとして位置付けています。

町ではこのうち、「①定住自立圏構想の推進」のほか、「③条件不利地域の自立・活性化の支援」を活用し、地域間の情報格差の解消（デジタル・デバイドの解消）対策による地域情報通信基盤整備推進交付金事業の導入と、新たな過疎対策法の制定に向けた要請活動への参加などに取り組んでいます。

また、「②地域連携による「自然との共生」の推進」については、農山漁村の住民生活機能や地域の基幹産業など、地域力の維持強化を図るため、地方の自主的な自立・再生に関心と意欲のある都市の多様な人材を農山漁村へ招聘し、その多様な経験や能力を活かして、様々な地域課題の克服や地域の活性化施策の展開に携わる「地域おこし協力隊」の制度を新たに創設しました。

この地方支援制度は、都市の人材を過疎地域などが募集により受け入れ、概ね1年から3年間、地域に自ら居住して、地域おこし活動の支援や住民生活機能の維持支援、農林漁業への従

事活動などに携わり、招聘地域における様々な地域課題の克服や地域産業経済団体等との連携強化支援等の活動に当たってもらうもので、当該協力隊員の住所と生活の拠点を移すことを条件に、地方自治体から委嘱を受け、報酬や賃金などを得ることができるとしています。

国は、これら人材支援の取組を行った地方自治体に対し、負担した費用について協力隊員1人あたり年350万円を上限として、必要な財政支援措置を行います。

当町においてもこうした国の人材支援制度の活用は、行政のサポート機能の強化策として、当町の急がれる現状課題の克服や新たな地域の振興・活性化策にも役立てる新たな一助となるものと考え、本年度からその導入活用を図ることとしました。

税務課関係

税外収入金の納入が郵便局でも可能に

上下水道使用料や住宅使用料、保育料など税外収入金全般につ

いても、町税と同様に郵便局の窓口での納付が可能となるよう、納税システムの拡充整備を進めていたところでありましたが、役場内の総合行政システム導入事業の本格稼働に併せ、本年4月からその取り扱いが開始され、納税者の利便性の向上に役立つものと期待しています。

住民福祉課関係

新型インフルエンザ対策について

―国の方針に沿って対策を実施―

町では、6月1日に感染予防対策を含めた町民周知を行い、その後、8月10日からインフルエンザの症状のある方は、原則として、すべての医療機関で直接、受診できるように対応が変ったことから、8月23日に再度の町民周知を行いました。

現時点での対策としては、予防の徹底を図るため、役場庁舎など不特定多数の人が出入りする町の公共施設に消毒液の重点的な配置を行いました。一方、国保診療所では、町民の感染予防の徹底を図る啓発をしながら、保健所や余市医師会等との情報

交換と今後の対応の連携に努めています。

また、新型インフルエンザの予防接種は、接種の優先順位や輸入ワクチンの導入、接種費用等への対応についての国の方針に沿って適切な措置を講じたいと考えています。

保健予防事業について

―受診者が11%増―

本年度の住民総合健康診査（巡回ドック）は、9月8日から11日までの4日間実施し、基本健診226人（前年同期比24人、12%増）、胃がん検診170人（前年同期比9人、6%増）、肺がん検診210人（前年同期比23人、12%増）、大腸がん検診181人（前年同期比2人、1%増）など延べ873人（前年同期比85人、11%増）が受診しました。

本年度は、個別連絡による受診の勧奨を図っていることから、受診率が向上しており、引き続き来年2月に行われる健診の受診率の向上に努めてまいります。